

入院される患者様へ

## 入院医療費の計算方式変更のご案内

笛吹中央病院では入院費につきましては、診療行為ごとに計算する「出来高払い方式」で計算していましたが、厚生労働省の認可を受け平成21年4月1日よりDPC対象病院として、『包括評価方式（DPC）』を導入致しました。

すでに2003年4月から国立病院・大学病院など82施設で始まり、2008年度には712施設となり、今後も『急性期病院』に拡大していく制度です。

### 《 包括評価方式（DPC）の説明 》

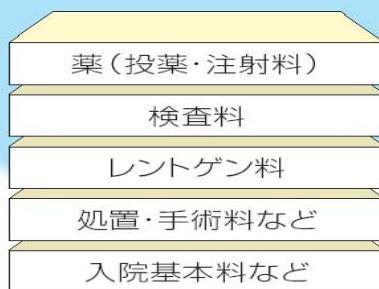
『包括評価方式（DPC）』は、従来の診療行為ごとに計算する方式とは異なり、入院中、患者様が治療された病気・治療内容をもとに、国で定めた『1日当たりの定額点数』を基本に、医療費を計算する新しい方式です。（手術・麻酔・リハビリ等を行った場合は、『1日当たりの定額点数』に加算されます。）

尚、入院患者様の病気・治療内容等によっては、当制度の対象にならない場合もございます。予めご了承下さい。

#### 従来の計算

##### 出来高方式

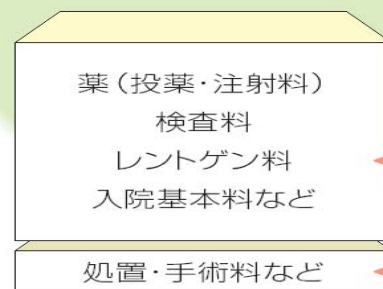
診療内容を積み上げて  
合計する方法



#### 新しい 入院医療費の計算

##### 包括評価方式（DPC）

1日当たりとして包括金額が設定されています。  
この金額の中には、薬・検査等の多くの診療内容の費用を含んでいます。



包括評価  
（DPC）

出来高評価

ご不明な点がございましたら、1F受付窓口までお問い合わせください。

尚、裏面に当制度のQ&Aを掲載しておりますので、ご参照頂き、当制度のご理解をお願い致します。

笛吹中央病院  
院長 熊澤 光生

# 包括評価方式（DPC）のQ&A

## Q. 1 医療費の計算方式はどのようなもの？

今まで個々の診療行為ごとに計算していた医療費（出来高払い方式）とは異なり、入院患者様の病気・治療内容をもとに、国で定めた『1日当たりの定額点数』からなる包括評価の範囲（投薬・注射・検査・レントゲン・入院料等）と、出来高評価の範囲（手術・麻酔・リハビリ・退院時処方等）を組み合わせることで医療費を計算する方式です。

## Q. 2 医療費の支払い方法はどのようなもの？

基本的には、一部負担金の支払い方式は変更ありません。退院時若しくは翌月11日前後に請求をさせていただきます。（月1回の請求とさせていただきます。）

## Q. 3 具体的に支払いはどのようなもの？

医療費の支払いは、『1日当たりの定額点数』として定められている包括評価の範囲と、手術・麻酔・リハビリ・退院時処方等の出来高評価の範囲との合計額になります。ただし、入院中、患者様の病気の経過や治療内容等によって、『1日当たりの定額点数』が変更する場合があります。その場合には、退院時等に、前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。また、当制度には、病院ごとに厚生労働省によって定められた調整係数があります。同一の病気や治療内容でも病院によって医療費が若干異なります。その他に、食事代・室料差額料金等も従来通りお支払い頂くこととなります。予めご了承ください。

## Q. 4 すべての患者さんが対象になるの？

入院中の患者様で、治療された病気や治療内容等が、当制度に該当する患者様が対象になります。ただし、下記☆印に該当する場合はDPC対象外となります。

- ☆障害者施設等入院病棟にご入院されている方
- ☆交通事故や労働災害等の自由診療で入院される方
- ☆入院後24時間以内に亡くなられた方

.....etc

## Q. 5 包括評価方式では医療費は高くなるの？

入院中、患者様が治療された病気・治療内容等によって、入院1日当たりの医療費が決定します。したがって、従来の方式と比べて病名により、高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。尚、患者様の意志で包括評価による請求を拒むことはできませんので、予めご了承ください。

## Q. 6 高額療養費の扱いはどのようなもの？

高額療養費の取扱いは、今まで通り変更ございません。お支払いされた1ヶ月分の医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給される扱いになります。（食事代・室料差額料金等自費分は対象外になります。）